

令和3年4月1日 から分別方法が一部変わります

令和3年3月31日までは今まで通りの分別方法です



変更



- ・スプレーカン、蛍光灯、電球、モバイルバッテリー、バッテリーが内蔵されている電子機器（スマートフォン、加熱式たばこなど）を「燃えないごみ」から「有害ごみ」へ。

※スプレーカンは中身を全て使い切り、穴をあけない。



変更



- ・小型電気製品の区分を廃止し、指定袋(中)に入りきるものは「燃えないごみ」、入りきらないものは、「粗大ごみ」とする。
- ・家庭用掃除機、扇風機(高さ75cm以下)の2点については、指定袋(中)に入るところまで入れ、口をしぼって「燃えないごみ」として出せるものとする（注1）。



変更



- ・箒、杖、柄の長い掃除用具を「燃えないごみ」に追加する。ただし、長さが**1m以内**のものに限る。1mを超えるものは粗大ごみ。

- ・塗料のカン(ペンキカンなど)を「空きカン」から「燃えないごみ」へ。